

掲載内容

【労働基準法】

- 第1章 総則(第1条～第12条)
- 第2章 労働契約(第13条～第23条)
- 第3章 賃金(第24条～第31条)
- 第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇(第32条～第41条)
- 第5章 安全及び衛生(第42条～第55条)
- 第6章 年少者(第56条～第64条)
- 第6章の2 妊産婦等(第64条の2～第68条)
- 第7章 技能者の養成(第69条～第74条)
- 第8章 災害補償(第75条～第88条)
- 第9章 就業規則(第89条～第93条)
- 第10章 寄宿舎(第94条～第96条の3)
- 第11章 監督機関(第97条～第105条)
- 第12章 雑則(第105条の2～第116条)
- 第13章 罰則(第117条～第121条)

【関係書式】

労働契約関係

- 労働条件通知書①～⑧
- 貯蓄金管理に関する協定届
- 解雇制限・解雇予告除外認定申請書
- 解雇予告除外認定申請書
- 労働時間、休憩、休日および年次有給休暇関係
- 1箇月単位の变形労働時間制に関する協定届
- 1年単位の变形労働時間制に関する協定届
- 1週間単位の非定型的变形労働時間制に関する協定届
- 非常災害等の理由による労働時間延長許可申請書・休日労働届
- 時間外労働・休日労働に関する協定届
- 時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働の協定届兼用)
- 時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
- 時間外労働・休日労働に関する労働

時間等設定改善委員会の決議届

- 一般乗用旅客自動車運送事業のモデル36協定及びその届(時間外労働・休日労働に関する協定届)
- 貨物自動車運送事業のモデル36協定及びその届(時間外労働・休日労働に関する協定届)
- 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業のモデル36協定及びその届(時間外労働・休日労働に関する協定届)
- 車庫待ち等の形態で日勤務を行う自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間に関する協定書(例)
- 隔日勤務を行う自動車運転者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書(例)
- 車庫待ち等の形態で隔日勤務を行う自動車運転者に係る拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関する協定書(例)
- 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書(例)
- 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の4週間を平均し1週間当たりの拘束時間の延長に関する協定書(例)
- 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の4週間を平均し1週間当たりの運転時間の延長に関する協定書(例)
- 集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書
- 事業場外労働に関する協定届
- 専門業務型裁量労働制に関する協定届
- 企画業務型裁量労働制に関する決議届
- 企画業務型裁量労働制に関する報告
- 休憩自由利用除外許可申請書
- 監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書

○断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 年少者関係

- 使用許可申請書
- 証明申請書
- 労働契約解除書
- 交替制による深夜業時間延長許可申請書
- 帰郷旅費支給除外認定申請書
- 技能者の養成関係
- 職業訓練に関する特例許可申請書
- 災害補償関係
- 業務傷病に関する重大過失認定申請書
- 就業規則関係
- 就業規則(変更)届
- 寄宿舎関係
- 事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可申請書
- 寄宿舎設置・移転・変更届
- 建設業附属寄宿舎設置届
- 雑則関係
- 適用事業報告
- 預金管理状況報告
- 労働者名簿
- 賃金台帳(常時使用される労働者に対するもの)
- 賃金台帳(日雇い入れられる者に対するもの)

【参考法令】

- 労働基準関係
- 労働契約関係
- 賃金支払の確保関係
- 労働契約承継関係
- 労働時間等の設定の改善関係
- 雇用機会均等関係
- 育児・介護休業関係
- 短時間労働者関係
- 個別労働紛争解決関係

【索引】

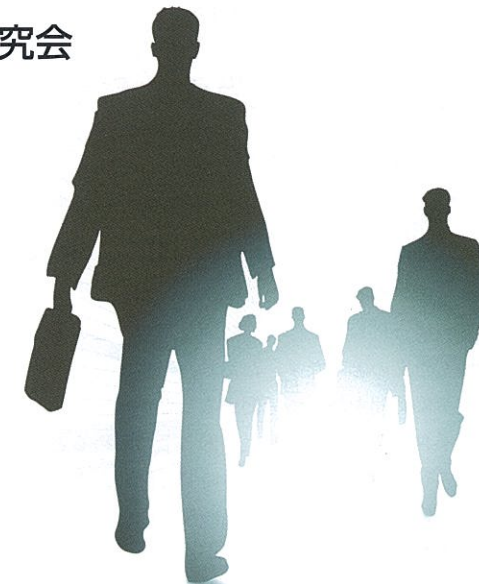
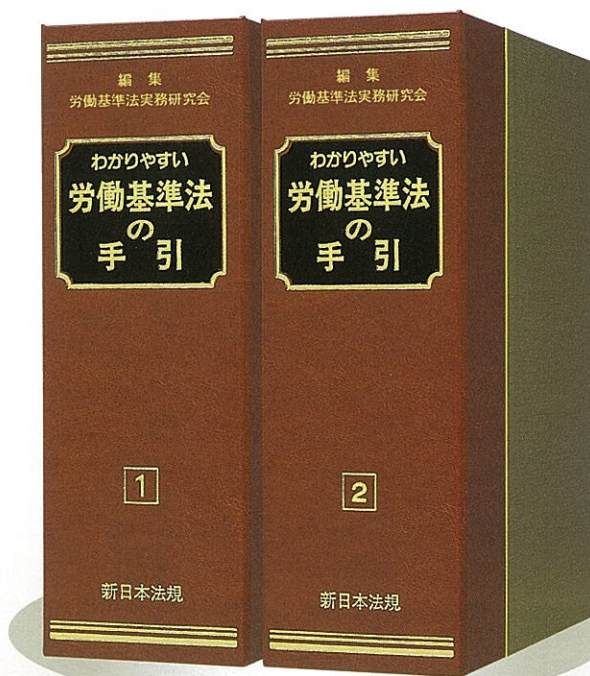
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

最新の労働基準法解説書!!

わかりやすい

労働基準法の手引

編集 労働基準法実務研究会



●わかりやすい労働基準法解説書!

本書は、『労働基準法』の条文ごとに、「趣旨」「ポイント」「罰則」「関係書式」「参考通達」等について詳しく解説してありますので、労働基準法の解釈と実務が容易に理解できます。

●実務に役立つケーススタディ!

身近なケースや問題となりやすいことがらについては《ケーススタディ》を設け、Q&A方式により詳しく解説してあります。

●一目でわかる!

こみいった内容や数字が出てきてわかりにくい項目には、図・表やイラストを用いてわかりやすく説明してありますので、一目で理解でき、親しみやすい内容となっています。

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,384頁
定価 13,200円(本体 12,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.4)398-1◎

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



組見本 (B5判縮小)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

条文中に数字で示した重要部分について
わかりやすく解説してあります。

問題となりやすいことから
Q&A方式で詳しく解説して
あります。

§ 38の2 事業場外労働に関するみなし労働時間制

条文中の重要部分には数字を
付してあります。

第38条の2 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

② 前項ただし書の場合において、当該業務に関し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、その協定で定める時間を同項ただし書の当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

③ 使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

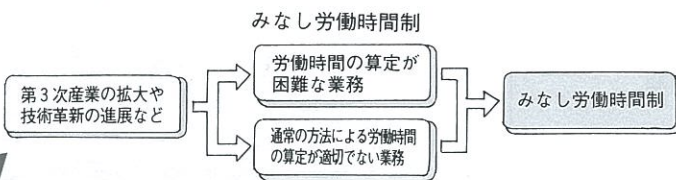
趣旨

事業場外で労働する場合で、労働時間の算定が難しい場合については、従来から施行規則においては「所定労働時間労働したものとみなす」という簡単な定めがもうけられていました。

しかし、第三次産業の拡大や技術革新の進展などともない、①外交セールス、記事の取材など事業場外で労働するため、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が困難な業務や、②研究開発、放送番組の企画など業務の性質上その業務の具体的な遂行については労働者の裁量にゆだねる必要があるため、使用者の具体的な指揮監督になじまず、通常の方法による労働時間の算定が適切でない業務が増えていることから、このような業務における労働時間の算定が適切に行われるようにするため、昭和162年の改正でこの条が新たにうけられたものです。

条文の内容・目的などを
解説してあります。

なお、②の研究開発等の業務については、平成10年9月の改正により38条の3に移されました。



ポイント

① 事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いとき

事業場外労働に関するみなし労働時間制の対象となるのは、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務です。1日の労働時間の全部を事業場外で業務に従事する場合だけでなく、1日の労働時間のうち一部を事業場外で業務に従事する場合についても、その労働時間を算定することが困難な場合には、これに該当します。

一方、事業場外で業務に従事する場合であっても、使用者の具体的な指揮監督が及んでいる場合には、労働時間の算定が可能ですから、みなし労働時間制は適用されません。通達では次のような場合には、みなし労働時間制の適用として扱います(昭63・1・1基発1)。

みなし労働時間制の適用のない場合

- ① 何人かのグループで事業場外労働に従事する場合で、そのメンバーのなかに労働時間の管理をする者がいる場合
- ② 事業場外で業務に従事する人が、無線やポケットベルなどによって随時使用者の指示を受けながら労働している場合
- ③ 事業場において、訪問先、帰社時刻など当日の業務の具体的指示を受けたのち、事業場外で指示どおりに業務に従事し、その後事業場にもどる場合

§ 38の2 事業場外労働に関するみなし労働時間制

＜ケーススタディ＞

在宅勤務

Q 在宅勤務の場合、事業場外労働のみなし労働時間制は適用されますか。
A 在宅勤務(労働者が自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいいます。)については、次に掲げる3つの要件を全て満たす場合は、事業場外労働のみなし労働時間制が適用されます。

- ① 当該業務が、起居寝食等私生活を営む自宅で行われること。
- ② 当該情報通信機器が使用者の指示により常時通信可能な状態にしておくこととされていないこと。
- ③ 当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと。

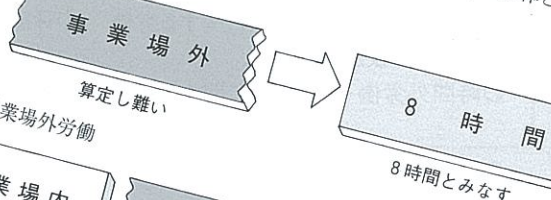
なお、この場合において、「情報通信機器」とは、一般的にはパソコンが該当すると考えられますが、労働者の個人所有による携帯電話端末等が該当する場合もあるものであり、業務の実態に応じて「使用者の指示により常時」とは、労働者が常時通信可能な状態を切斷することが使用者から認められているか、または待機しつつ実作業を行って電子メール、電子掲示板等により随時具体的指示があった場合にこれ以外の状態(すなわち、具体的な指示がなくても通信機器から離れることが自由である場合)ではありません。

「具体的な指示に基づいて行われる」とは、目標、期限等の基本的事項を指示することによって所要の変更の指示をすることは含まれません。また、自宅内に仕事を専用とする個室を設け、みなし労働時間制の適用要件に該当する場合は、みなし労働時間制の適用要件に該当するものと見なす。

§ 38の2 事業場外労働に関するみなし労働時間制

② 所定労働時間労働したものとみなす

労働時間の全部または一部について事業場外で業務に従事した場合は、②に該当する場合を除き、所定労働時間として定められた時間であり、就業規則などにおいて労働者に適用される所定労働時間によります。労働時間の一部について事業場外で業務に従事した場合に、その日には、所定労働時間労働したものとみなす。所定労働時間が8時間で午前中は事業場内で業務に従事し、午後から事業場外で業務に従事し、午後の労働時間の算定が困難な場合は、その日は事業場内で業務に従事した時間を含めて全体として8時間労働したことになります。



③ 当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合

②で説明したとおり、事業場外労働で労働時間を超えて労働した場合、当該業務の平均労働時間として算定し、通常所定労働時間とみなす。